

個人が、認定 NPO 法人へ寄附をした場合の寄附金の税額控除について

市民協は、東京都の認定を受けた「認定 NPO 法人」です。そのため市民協に寄附をされた方は、確定申告によって寄附金の税額控除を受けることができます。

寄附金額の約半額が戻ってきます

寄附金から 2,000 円を引いた額の最大 50%（所得 40%+10%）^{※1}が戻ってきます。

● 税額控除方式で寄付金から控除される金額

【例】

年間1万円寄付した場合

$$\begin{aligned} & \text{国税分} \\ & (1\text{万円}-2,000\text{円}) \times 0.4 = 3,200\text{円} \\ & + \\ & \text{地方税分} \\ & (1\text{万円}-2,000\text{円}) \times 0.1 = 800\text{円} \\ & \parallel \quad \text{※2} \end{aligned}$$

4,000円

年間5万円寄付した場合

$$\begin{aligned} & \text{国税分} \\ & (5\text{万円}-2,000\text{円}) \times 0.4 = 19,200\text{円} \\ & + \\ & \text{地方税分} \\ & (5\text{万円}-2,000\text{円}) \times 0.1 = 4,800\text{円} \\ & \parallel \quad \text{※2} \end{aligned}$$

24,000円

確定申告を行うことで、寄付金額の最大半額が戻ってきます

※1 住民税も寄附金控除の対象になり、控除割合は最大 10%(都道府県民税 4%/市町村住民税 6%)です。ただし、各自治体によって異なります。

※控除額には一定の上限額があります。また、所得によっては従来の所得控除方式が有利となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。

※法人の場合、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特別損金算入限度額の範囲内で、損金として算入することができます。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。

寄附を通じて社会を変える

「認定 NPO 法人」とは、NPO 法人のうち一定の要件を満たすものとして、各自治体から認定を受けたものをいいます。

この「認定 NPO 法人」に対する寄附は「**寄附金控除(税額控除)**」の対象となり、税制上の優遇措置が講じられます。これは寄附者の方だけでなく、私たち NPO にとっても社会支援を行うための資金を集めやすくなるというメリットがあり、社会問題の解決、そして日本における NPO セクターの発展にも今後ますます寄与していくでしょう。

しかし、寄附金控除の本来のメリットは実はそれだけではありません。寄附金控除を行うことで、本来税金として国に納められ、政治・行政によってのみ決定されていた税金の使途を、自ら決められる、ということ。

つまり、この税額控除という制度によって、**市民自らが社会問題の解決を、国・行政に託すか、自ら選んだ機関（NPO）に託すかを主体的に決めることができ、社会を変える方法を自ら選べる**ということなのです。

これは、市民に「新たな政治へのコミットメントが開かれた」という歴史的な意義があります。

寄附金控除を受けるには、確定申告が必要です

控除の対象となる寄附金

確定申告で控除の対象となるのは、前年末までに市民協に入金された寄附が対象となります。

（例：2020年2月に行う確定申告→2019年1月1日～12月31日までに市民協に入金があった寄附が対象）

確定申告書を作成・提出

確定申告書を税務署で入手するか、または、国税庁 Web サイトで作成してください。

この申告書に、「源泉徴収票」「領収書」をあわせて、お住まいの税務署に提出します。

例年、2月中旬から3月中旬が受付期間です。

申告内容に問題がなければ、4月頃に国税還付金が振り込まれます。

- [国税庁ホームページ 所得税（確定申告書等作成コーナー）](#)
- [確定申告特集（準備編）](#)

認定 NPO 法人 市民福祉団体全国協議会

〒105-0003 東京都港区西新橋 1-19-6 桔梗備前ビル 802 号室

TEL : 03-6809-1091 Fax : 03-6809-1093

Web サイト : info@seniornet.ne.jp